

機械設備点検整備業務共通仕様書

平成25年4月

独立行政法人 水資源機構

総目次

第1章	総則	7
第2章	共通事項	31
第3章	水門設備	33
第4章	揚排水ポンプ設備	35
第5章	管理用機械設備	37

目 次

第1章 総則	7
第1節 総則	7
1-1-1 適用	7
1-1-2 用語の定義	7
1-1-3 提出図書	11
1-1-4 業務計画書	11
1-1-5 管理記録の整理	12
1-1-6 受注者の点検結果の誤謬	12
1-1-7 発注者の誤謬	12
1-1-8 監督員	13
1-1-9 現場技術員	13
1-1-10 業務の着手	13
1-1-11 受注者相互の協力	13
1-1-12 調査・試験に対する協力	14
1-1-13 設計図書の変更等	14
1-1-14 履行期間の変更	15
1-1-15 業務材料の品質	15
1-1-16 支給材料および貸与品	16
1-1-17 現場発生品	17
1-1-18 建設副産物	17
1-1-19 監督員による検査（確認を含む）および立会等	18
1-1-20 業務完了検査	19
1-1-21 業務履行管理	19
1-1-22 履行報告	20
1-1-23 業務中の安全確保	20
1-1-24 火災の防止	22
1-1-25 後片付け	22
1-1-26 事故報告等	23
1-1-27 環境対策	23
1-1-28 文化財の保護	24

1-1-29	交通安全管理	24
1-1-30	施設管理	25
1-1-31	諸法令の遵守	25
1-1-32	官公庁等への手続等	27
1-1-33	業務履行時期および業務履行時間の変更	28
1-1-34	提出書類	29
1-1-35	貸与図書等	29
1-1-36	保険の付保および事故の補償	29
1-1-37	臨機の措置	29
第2章 共通事項		31
第1節 通則		31
2-1-1	適用	31
2-1-2	目的	31
第2節 一般事項		31
2-2-1	一般事項	31
第3節 点検業務報告書		32
第3章 水門設備		33
第1節 点検		33
3-1-1	点検項目	33
3-1-2	点検内容	33
第2節 点検記録等履歴		34
3-2-1	点検記録等履歴	34
第4章 揚排水ポンプ設備		35
第1節 点検		35
4-1-1	点検項目	35
4-1-2	点検内容	35
第2節 点検記録等履歴		36
4-2-1	点検記録等履歴	36
第5章 管理用機械設備		37

第1節	昇降設備	37
5-1-1	エレベータ	37
5-1-2	モノレール	38
5-1-3	インクライン	39
5-1-4	点検記録等履歴	40
第2節	係船設備	41
第3節	堤内排水設備	41
第4節	水質保全設備	41

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

1-1-1 適 用

1. 機械設備点検整備業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、水資源機構（以下「機構」という。）が発注する水門設備、揚排水ポンプ設備、管理用機械設備、その他これに類する機械設備の点検整備業務（以下「業務」という。）に係わる機械・電気通信設備設備点検整備業務請負契約書（以下「契約書」という。）および**設計図書**の内容について、統一的な解釈および運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 契約書に添付されている図面、特記仕様書および業務数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
3. 特記仕様書、図面または業務数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して**指示**を受けなければならない。
4. 受注者は、信義にしたがって誠実に業務を履行し、監督員の**指示**がない限り業務を継続しなければならない。
ただし、契約書に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
5. **設計図書**は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非 S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非 S I 単位とする。受注者は、S I 単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合は、監督員と**協議**しなければならない。
なお、非 S I 単位の使用が認められているものについては、この限りではない。

1-1-2 用語の定義

1. 発注者とは、契約職または分任契約職をいう。
2. 受注者とは、業務等の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。
3. 本仕様で規定されている監督員とは、契約書第 8 条第 1 項の規定に基づき発注者が選任しその役職および氏名を受注者に通知した者をいい、主任監督職員、主任監督職員代理、監督職員を総称していう。受注者には主として主任監督職員、

主任監督職員代理および監督職員が対応する。

4. 本仕様で規定されている主任監督職員とは、主に受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**（重要なものおよび軽易なものを除く。）の処理、業務履行のための点検手順等の作成および交付または受注者が作成した点検記録表の**承諾**を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、**立会**、段階確認、業務材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む。）で重要なものの処理、関連工事等との調整、**設計図書**の変更、一時中止または打切りの必要があると認められる場合における契約職および分任契約職に対する**報告**を行うとともに、主任監督職員代理および監督職員の指揮監督を行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督職員代理とは、監督職員のうちからあらかじめ主任監督職員代理として指定されるもので、主任監督職員に事故がある場合にその職務を代って行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている監督職員とは、受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**で軽易なものの処理、業務履行のための点検手順等で軽易なものの作成および交付または受注者が作成した記録表のうち軽易なものの**承諾**を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、**立会**、段階確認、業務材料の試験の実施（重要なものを除く。）を行い、**設計図書**の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督職員および主任監督職員代理への**報告**を行う者をいう。
7. 契約図書とは、契約書および**設計図書**をいう。
8. **設計図書**とは、仕様書、図面、業務数量総括表、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。
9. 仕様書とは、各業務に共通する共通仕様書と各業務ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
10. 共通仕様書とは、点検方法、使用材料の品質、数量等の業務を履行する上で必要な技術的要求、業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
11. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、業務の履行に関する明細または業務に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督員が受注者に**指示**した書面および受注者が**提出**し監督員が**承諾**した書面は、特記仕様書に含まれる。
12. 現場説明書とは、業務の入札に参加する者に対して発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。
13. 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に対して発注

者が回答する書面をいう。

14. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督員が受注者に**指示**した図面および受注者が**提出**し、監督員が書面により**承諾**した図面を含むものとする。

15. 実施仕様書とは、**設計図書**に基づき、受注者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。

16. 業務数量総括表とは、業務の履行に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。

17. **指示**とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。

18. **承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者または監督員と受注者が書面により同意することをいう。

19. **協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

20. **提出**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

21. **報告**とは、受注者が監督員に対し、業務の状況または結果等について書面をもって知らせることをいう。

22. **提示**とは、監督員が受注者に対しまたは受注者が監督員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し説明することをいう。

23. 通知とは、発注者または監督員と受注者または管理技術者の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、業務の履行に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

24. 受理とは、**提出**または通知された書面を受けとり、内容を把握することをいう。

25. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と**協議**するものとする。

26. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

27. 立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し内容を確認する

ことをいう。

28. 段階確認とは、**設計図書**に示された履行段階において、監督員が臨場等により機能、規格、数値等を確認することをいう。
29. 検査とは、検査員が契約書第26条に基づいて業務完了の確認を行うことをいう。
30. 検査員とは、契約書第26条第2項の規定に基づき、履行検査を行うために発注者が定めた者をいう。
31. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質または監督員の**承諾**した品質をいう。

なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
32. 履行期間とは、契約図書に明示した業務を履行するために要する準備および後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
33. 業務開始日とは、履行期間の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。
34. 業務着手日とは、業務開始日以降の実際の業務のための準備作業（仮設足場等の設置、測量を開始すること等のことをいい、精密点検を含む業務にあってはそれを含む。）の初日をいう。
35. 点検整備業務とは、**設計図書**に従って目的物の点検を履行することで、機器の分解等準備作業および仮設作業等の業務の履行ならびに完了に必要なとされるものも含んだものをいう。
36. 整備とは、点検整備業務のうち既設の機械設備について、その機能の維持もしくは機能の向上を目的として行う軽微な部品（消耗部品含む）取替もしくは機器調整等を行うことをいう。
37. 仮設作業とは、各種の仮作業であって、点検整備業務の履行および完了に必要なとされるものをいう。
38. 現場とは、業務を履行する場所および業務の履行に必要な場所ならびに**設計図書**で明確に指定される場所をいう。
39. 現場発生品とは、業務の履行により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
40. S Iとは、国際単位系をいう。
41. J I S規格とは、日本工業規格をいう。

また、**設計図書**の J I S 製品記号は、J I S の国際単位系 (S I) 移行 (以下「新 J I S」という。) に伴い、すべて新 J I S の製品記号としているが、旧 J I S に対応した材料を使用する場合は、旧 J I S 製品記号に読み替えて使用できるものとする。

1-1-3 提出図書

1. 受注者は、次の図書を監督員に**提出**しなければならない。

- (1) 業務着手前に**提出**するもの
 - ① 業務計画書
- (2) 業務着手前に**提出し承諾**を受けるもの。
 - ① 業務材料等
 - ② その他特記仕様書に記載したもの
- (3) 業務進捗にあわせて**提出**するもの。
 - ① 点検記録書
 - ② その他特記仕様書に記載したもの
- (4) 業務完成前に**提出**するもの。
 - ① 点検業務報告書
 - ② 履行写真
 - ③ その他特記仕様書に記載したもの

1-1-4 業務計画書

1. 受注者は、業務着手前に業務を完了するために必要な手順や方法等についての業務計画書を監督員に**提出**し、遵守のうえ業務の履行に当たらなければならない。

この場合、受注者は、業務計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、監督員がその事項について補足を求めた場合には、補足するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施工程表
- (3) 実施仕様書
- (4) 点検体制組織表
- (5) 履行要領
 - ① 点検手順
 - ② 設備・機器分解要領
 - ③ 計測器設置要領

- ④ 試運転（または管理運転）手順書
 - ⑤ 確認・検査要領
 - (6) 業務管理計画
 - (7) 安全管理
 - (8) 緊急時の体制および対応
 - (9) 交通管理
 - (10) 環境対策
 - (11) 現場作業環境の整備
 - (12) その他
2. 受注者は、業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該業務に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を監督員に**提出**しなければならない。

1-1-5 管理記録の整理

受注者は、履行した点検の内容等について設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、**提出**しなければならない。

なお、設備管理記録の様式については、別途監督員の指示による。

1-1-6 受注者の点検結果の誤謬

1. 受注者は、発注者または監督員からの図面、仕様書またはその他書面による資料の誤り以外、受注者の点検結果のいかなる誤謬もしくは脱漏または故障につながる現象の見落としに対して責任を負うものとする。
2. 受注者は、受注者の故障等の見落とし、受注者の責任となる誤謬および脱漏の結果に伴い招いた損害を補填するいかなる費用をも負担するものとする。
3. 監督員が点検の結果報告を**承諾**したことで、受注者のいかなる責任も軽減する理由とはならない。

1-1-7 発注者の誤謬

発注者は、発注者または監督員により提供された発注者の図面、その他の文書による資料および設計変更の指示事項に対して責任を負うものとし、図面、資料、指示事項に誤りが認められ、設計変更を必要とする場合、契約書第16条および第20条に基づき請負金額の変更を行うものとする。

1-1-8 監督員

1. 当該業務における監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
2. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合で、監督員が受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-9 現場技術員

受注者は、**設計図書**で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督員に代わり現場で**立会**等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。

また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、現場技術員は、契約書第8条に規定する監督員ではなく、**指示、承諾、協議**および**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。

- (2) 監督員から受注者に対する**指示**または通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接**指示**または通知等があったものと同様に取扱わなければならない。

- (3) 監督員の**指示**により、受注者が監督員に対して行う**報告**または通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-1-10 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、業務開始日後すみやかに着手しなければならない。

1-1-11 受注者相互の協力

受注者は、契約書第3条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、履行しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-12 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、当該業務が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

また、業務完了後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査表等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査表等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 業務の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負業務の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

1-1-13 設計図書の変更等

1. **設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、受注者に行った業務の変更指示に基づき発注者が修正することをいう。
2. 業務の契約後、設計内容の変更が生じた場合において、発注者または受注者の発議による**協議**のうえ、**設計図書**の内容変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

ただし、受注者からの発議に基づく設計変更のうち、**設計図書**に示した目的および機能が同等と監督員が判断し、**承諾**した仕様または履行方法については請負代金額の変更を行わないものとする。

この場合、監督員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明または必要な資料の**提出**を求め、技術打合せを行うものとする。

3. 請負代金額の変更を伴う**設計図書**の内容変更は、次によるものとする。
 - (1) 監督員の文書による**指示**により、**設計図書**に示された設計条件、設計基準、仕様、材質、構造および操作、制御方法等ならびに履行方法の変更を行った場合、発注者と受注者は**協議**のうえ、指示した日を基準日とし変更するものとする。

る。

請負代金額の変更は、**設計図書**に示した仕様ならびに数量を基本として、業務に係わる部分についてのみ行うものとする。

1-1-14 履行期間の変更

1. 契約書第14条第7項、第15条第5項、第16条第1項、第17条および第18条第1項の規定に基づく履行期間の変更について、契約書第19条の履行期間の変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、契約書第15条第5項および第16条第1項に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において履行期間の変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第19条第2項に定める協議開始の日までに履行期間変更の協議書を監督員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、契約書第16条第3項に基づく業務の全部若しくは一部の履行が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第19条第2項に定める協議開始の日までに履行期間変更の協議書を監督員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、契約書第17条に基づき履行期間の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第19条第2項の定める協議開始の日までに履行期間延長願を所定の様式により作成し監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、契約書第18条第1項に基づき履行期間の短縮を求められた場合、事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始日に履行期間変更の協議書を監督員に**提出**しなければならない。

1-1-15 業務材料の品質

1. 受注者は、業務に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求のあった場合は、直ちに提示するとともに、検査

時に**提出**しなければならない。

2. 業務に使用する材料は、特に**設計図書**に指定した場合または仮設物を除き、新品でなければならない。

なお、材料は現状の材料と同等以上であることを原則とする。

3. 契約書第12条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するもの、または監督員がこれと同等以上の品質を有すると認めたものをいう。
4. 受注者は、**設計図書**において見本または品質を証明する資料を監督員に**提出**しなければならない材料については、これを**提出**しなければならない。
5. 受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により材料の使用が、不相当と監督員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度、材料の**確認**を受けなければならない。

1-1-16 支給材料および貸与品

1. 受注者は、発注者から支給材料および貸与品の提供を受けた場合は、支給・貸付物品受領書を所定の様式により作成し監督員に**提出**するものとし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料および貸与品について、その受払状況を記録した支給品受記録簿を所定の様式により作成し備え付け、常にその残高を明らかにしておかななければならない。
3. 受注者は、業務完了時（完了前であっても業務工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点。）には、支給品精算書を所定の様式により作成し、監督員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、貸与建設機械の使用にあたっては、別に定める工事用機械貸付基準によらなければならない。
5. 受注者は、契約書第14条第1項の規定に基づき、支給材料および貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督員に**提出**しなければならない。
6. 契約書第14条第1項に規定する「引渡場所」については、**設計図書**または監督員の**指示**によるものとする。
7. 受注者は、契約書第14条第9項に定める「不用となった支給材料または貸与

品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の**指示**に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

8. 受注者は、支給材料および貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
9. 受注者は、支給材料および貸与品を他の業務に流用してはならない。
10. 支給材料および貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-17 現場発生品

1. 受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、**設計図書**または監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡さなければならない。
2. 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引き渡しを**指示**したものについては、現場発生品調書を所定の様式に基づき作成し、監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡さなければならない。

1-1-18 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を業務に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、業務または**設計図書**に指定された仮設作業にあつては、監督員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設作業にあつては、監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される業務にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督員に提示しなければならない。
3. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年6月12日付け14技第140号）、「再生資源の利用の促進に関する法律の施行について（平成3年12月26日付け3技第129号）」を遵守して、建設副産物の適正な処理および再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を現場から搬出する場合には、再生

資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に**提出**しなければならない。

6. 受注者は、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成した場合には、業務完了後すみやかに実施状況を記録し監督員に**提出**しなければならない。

1-1-19 監督員による検査（確認を含む）および立会等

1. 受注者は**設計図書**に従って、業務の履行について監督員の**立会**にあつては、あらかじめ監督員が提示した様式の立会簿を監督員に**提出**しなければならない。

2. 監督員は、業務が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、監督員による検査（確認を含む）および**立会**に必要な準備、人員および資機材等の提供ならびに写真その他資料を整備するために必要な費用は、受注者の負担とする。

4. 監督員による検査（確認を含む）および**立会**の時間は、発注者の勤務時間内とする。

ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

5. 受注者は、契約書第8条第2項第3号、第12条第2項、第13条第1項の規定に基づき、監督員の**立会**を受け、材料検査（確認を含む）を受けた場合にあつても、契約書第31条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1) 受注者は、監督員の**指示**による履行段階において、段階確認を受けなければならない。

(2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、予定時期等）を所定の様式により監督員に**提出**しなければならない。

また、監督員から段階確認の実施について通知があつた場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。

(3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に**提出**しなければならない。

(4) 受注者は、監督員に完了時不可視になる履行箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 監督員は、**設計図書**に定められたまたは監督員の**指示**による段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、施工管理記録、写真等の資

料を整備し、監督員にこれらを**提出**しなければならない。

1-1-20 業務完了検査

1. 受注者は、契約書第26条の規定に基づき、完了届を作成し監督員に**提出**しなくてはならない。
2. 受注者は、完了届を監督員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。
 - (1) **設計図書**（追加、変更指示も含む。）に示される全ての業務が完了していること。
 - (2) **設計図書**により義務付けられた業務履行記録写真、出来形管理資料、業務関係図および点検業務報告書等の資料の整理がすべて完了していること。
 - (3) 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、完了検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査員は、監督員および受注者の臨場のうえ、点検等の目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 業務の履行について、1-1-19第6項の規定に準じ、設備の機能の確認が行われたか等の検査を行う。
 - (2) 業務管理状況について、書類、記録および写真等を参考にして検査を行う。
5. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
6. 修補の完了が確認された場合は、その**指示**の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第26条第2項に規定する期間に含めないものとする。
7. 受注者は、当該業務完了検査については、1-1-21第3項の規定を準用する。

1-1-21 業務履行管理

1. 受注者は、業務計画書に示される点検手順に従って履行し、業務履行管理を行わなければならない。
2. 受注者は、契約図書に適合するよう業務を履行するために、履行管理体制を確立しなければならない。
3. 受注者は、発注者が定める機械設備工事施工管理基準および機械設備管理指針

により業務履行管理を行い、その記録および関係書類を作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

なお、機械設備工事施工管理基準等に定められていない工種については、監督員と**協議**のうえ、業務履行管理を行うものとする。

1-1-22 履行報告

受注者は、契約書第10条の規定に基づき、業務履行報告書を所定の様式により作成し、監督員に**提出**しなければならない。

1-1-23 業務中の安全確保

1. 受注者は、常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

2. 受注者は、国が定める「土木工事安全施工技術指針」（平成13年改訂版）および「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省総合政策局建設施工企画課企画専門官から、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

3. 受注者は、業務履行中、監督員および管理者の許可なくして、流水および水陸交通の支障となるような行為または公衆に支障を及ぼすなどの履行をしてはならない。

4. 受注者は、国が定める「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日 建設省経建発第1号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

5. 受注者は、業務に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の**承諾**を得て、それを使用することができる。

6. 受注者は、業務箇所およびその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

7. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、気象情報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはな

らない。

8. 受注者は、業務履行箇所付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
9. 受注者は、業務期間中、安全巡視を行い、業務区域およびその周辺の監視を行い安全を確保しなければならない。
10. 受注者は、現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーションおよび現場周辺的美装化に努めるものとする。
11. 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、施工計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に**提出**するとともに、その実施状況については、ビデオまたは業務報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該業務内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該業務における災害対策訓練
 - (5) 当該業務箇所で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
12. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者および関連機関と緊密な連絡を取り、業務中の安全を確保しなければならない。
 13. 受注者は、業務箇所が隣接しまたは同一場所において別途工事等がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、必要に応じて関係者による安全協議会を組織するものとする。
 14. 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
 15. 受注者は、業務中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設

備等については、労働安全衛生規則（労働省令第32号）、クレーン等安全規則（労働省令第34号）、あるいは電気設備技術基準（通産省令第61号）等に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

16. 受注者は、業務計画の立案にあたっては、既往の気象記録および洪水記録ならびに地形等現地の状況を勘察し、防災対策を考慮の上履行方法および履行時期を決定しなければならない。特に、梅雨、台風等の出水期の履行にあたっては、手順、工程について十分に配慮しなければならない。
17. 災害発生時においては、第三者および作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員および関係機関に通知しなければならない。
18. 受注者は、業務履行箇所にて地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に**報告**しなければならない。
19. 受注者は履行中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に**報告**し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
20. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に**報告**するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、その補修については、関係機関および発注者と**協議**のうえ行うものとする。

1-1-24 火災の防止

1. 受注者は、火災等の危険物を使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、火災等の防止の措置を講じなければならない。
2. 受注者は、火気の使用を行う場合は、業務中の火災予防のため、その火気の使用場所および日時、消火設備等を記載した計画書を監督員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
4. 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1-1-25 後片付け

受注者は、業務の全部または一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸および各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場および業務に係わる部

分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。

また、業務検査に必要な足場、はしご等は、監督員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

業務履行により発生した汚損ウェス等については、適切に処理を行うものとする。

1-1-26 事故報告等

受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が**指示**する様式で**指示**する期日までに**提出**しなければならない。

1-1-27 環境対策

1. 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経建発第58号の2）、関連法令ならびに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画および業務の履行の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に**報告**し、監督員の**指示**があればそれに従わなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

3. 監督員は、業務の履行に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良なる管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。

この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

4. 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5. 受注者は、海中等に業務用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、業務の廃材、残材等を海中等に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

1-1-28 文化財の保護

1. 受注者は、業務の履行に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、履行中に文化財を発見したときは直ちに作業を中止し、監督員に**報告**し、その**指示**に従わなければならない。
2. 受注者が、業務の履行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る業務に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-29 交通安全管理

1. 受注者は、業務用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に、第三者に損害を与えないようにしなければならない。
なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第24条によって処置するものとする。
2. 受注者は、業務用資機材などの輸送を伴う業務については、安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、供用中の道路に係わる業務の履行に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知昭和37年8月30日）および道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
4. 受注者は、**設計図書**において指定された道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、道路の維持管理および補修を行うものとする。
5. 受注者は、指定された道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修および使用方法等の計画書を監督員に**提出**しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
6. 発注者が指定する以外の道路は、受注者の責任において使用するものとする。
7. 受注者は、**設計図書**に他の受注者と道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
8. 公衆の交通の自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を

保管してはならない。

受注者は、毎日の作業終了時および何らかの理由により業務履行を中断するときには、交通管理者との協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

9. 業務の性質上、受注者は、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は水門または水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-30 施設管理

受注者は、現場における公物（各種公益企業施設を含む。）について、業務履行管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

なお、当該協議事項は、契約書第8条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-31 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 会計法 | (昭和22年法律第 35号) |
| (2) 建設業法 | (昭和24年法律第100号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (昭和31年法律第120号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和22年法律第 49号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (昭和47年法律第 57号) |
| (6) 作業環境測定法 | (昭和50年法律第 28号) |
| (7) じん肺法 | (昭和35年法律第 30号) |
| (8) 雇用保険法 | (昭和49年法律第116号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (昭和22年法律第 50号) |
| (10) 健康保険法 | (昭和11年法律第 70号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (昭和34年法律第160号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和51年法律第 33号) |

(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成3年法律第94号)
(14) 道路法	(昭和27年法律第180号)
(15) 道路交通法	(昭和35年法律第105号)
(16) 道路運送法	(昭和26年法律第183号)
(17) 道路運送車両法	(昭和26年法律第185号)
(18) 砂防法	(明治30年法律第29号)
(19) 地すべり等防止法	(昭和33年法律第30号)
(20) 河川法	(昭和39年法律第167号)
(21) 海岸法	(昭和31年法律第101号)
(22) 港湾法	(昭和25年法律第218号)
(23) 港則法	(昭和23年法律第174号)
(24) 漁港法	(昭和25年法律第137号)
(25) 下水道法	(昭和33年法律第79号)
(26) 航空法	(昭和27年法律第231号)
(27) 公有水面埋立法	(大正10年法律第57号)
(28) 軌道法	(大正10年法律第76号)
(29) 森林法	(昭和26年法律第249号)
(30) 環境基本法	(平成5年法律第91号)
(31) 火薬類取締法	(昭和25年法律第149号)
(32) 大気汚染防止法	(昭和43年法律第97号)
(33) 騒音規制法	(昭和43年法律第98号)
(34) 水質汚濁防止法	(昭和45年法律第138号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和59年法律第61号)
(36) 振動規制法	(昭和51年法律第64号)
(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)
(38) 再生資源の利用の促進に関する法律	(平成3年法律第48号)
(39) 文化財保護法	(昭和25年法律第214号)
(40) 砂利採取法	(昭和43年法律第74号)
(41) 電気事業法	(昭和39年法律第170号)
(42) 消防法	(昭和23年法律第186号)
(43) 測量法	(昭和24年法律第188号)
(44) 建築基準法	(昭和25年法律第201号)
(45) 都市公園法	(昭和31年法律第79号)

- (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)
- (47) 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)
- (48) 駐車場法 (平成11年12月改正法律第106号)
- (49) 職業安定法 (昭和22年法律第141号)
- (50) 日雇労働者健康保険法 (健康保険法の特例) (昭和28年法律第207号)
- (51) 公害対策基本法 (昭和42年法律第132号)
- (52) 海上衝突予防法 (昭和52年法律第62号)
- (53) 海上交通安全法 (昭和47年法律第115号)
- (54) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)
- (55) 航路標識法 (昭和24年法律第99号)
- (56) 自然公園法 (昭和32年法律第161号)
- (57) 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- (58) 国等による環境物品等の調達の促進に関する法律 (平成12年法律第100号)
- (59) 電波法 (昭和25年法律第131号)
- (60) 電気工事士法 (昭和35年法律第139号)
- (61) 有線電気通信法 (昭和28年法律第96号)
- (62) 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 受注者は、当該業務の計画、図面、仕様書および契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員に**報告**し、その確認を請求しなければならない。

1-1-32 官公庁等への手続等

1. 受注者は、業務期間中、関係官公庁およびその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 受注者は、業務履行にあたり受注者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に**報告**しなければならない。

4. 受注者は、諸手続にかかる許可、**承諾**等を得たときは、その写しを監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。
なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督員に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
6. 受注者は、業務の履行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
8. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。
また、交渉に先立ち、監督員に事前**報告**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
9. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

1-1-33 業務履行時期および業務履行時間の変更

1. 受注者は、**設計図書**に作業時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と**協議**するものとする。
2. 受注者は、**設計図書**に作業時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に**提出**しなければならない。

1-1-34 提出書類

1. 受注者は、提出書類を契約関係の書式集等に基づいて、監督員に**提出**しなければならない。
これに定めのないものは、監督職員の**指示**する様式によらなければならない。
なお、契約関係の書式集等は、「機械設備工事必携」等によるものとする。
2. 契約書第8条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代理受領承諾願、監督員に関する措置請求に係わる書類およびその他現場説明の際指定した書類をいう。
3. 受注者は、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度、変更書類を**提出**し

なければならない。

4. 受注者は、監督員が特に**指示**した事項については、さらに詳細な書類を**提出**しなければならない。
5. 監督員は、技術的な確認が必要な場合、受注者に対し技術資料・サンプル等の**提出**を求めることができる。

1-1-35 貸与図書等

受注者は、貸与を受けた完成図書等は善良なる管理のもとに使用保管するものとし、発注者の許諾のない限り契約遂行目的以外の使用、複製または第三者に開示してはならないものとする。

1-1-36 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で業務に従事する作業船およびその乗組員ならびに陸上建設機械等およびその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険および動産総合保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
3. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法および中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡およびその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を機械設備点検整備請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に**提出**しなければならない。

1-1-37 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に**報告**しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、業務目

的物の品質・出来形の確保および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第2章 共通事項

第1節 通 則

2-1-1 適 用

この章は、水門設備、ポンプ設備、管理用機械設備（以下「機械設備等」という。）の点検業務に適用する。

2-1-2 目 的

点検は、機械設備等の偶発的損傷、構造的損傷および経年劣化、老朽化、陳腐化等による機能の損失を未然に防止するための確認を行うもので、点検結果による計画的な整備、修理、改造等の資料を得るとともに、機械設備等の信頼性の確認を行うものである。

第2節 一般事項

2-2-1 一般事項

1. 受注者は、機械設備等の点検にあたり、当該設備の機能が十分確認できるように機械設備等の設置目的および使用条件を把握し、安全かつ確実に実施するものとする。
2. 各機械設備等の点検にあたっては、機械設備工事共通仕様書の関連する編および**設計図書**によるほか、次の基準等に準拠するものとする。

①機械設備施工管理基準	(水資源機構)
②機械設備管理指針	(水資源機構)
③ダム・堰・水門等の開閉装置開放歯車点検要領	(水資源機構)
④堰ゲート設備維持管理マニュアル	(水資源機構)
⑤自家用電気工作物保安規定	(水資源機構)
⑥機械設備点検整備業務報告書作成要領	(水資源機構)
3. 管理技術者は、設計図書に示す所定の技術者が当たるものとする。

なお、点検業務は2人以上の構成からなる組により実施するものとする。
4. 受注者は、業務履行にあたり、機械設備等の機器等に対して損傷を与えないように注意を払うとともに、「自家用電気工作物心得」および「自家用電気工作物運転操作基準」に基づいて作業を行い、事故防止に努めなければならない。

また、業務履行に先立ち作成する業務計画書に安全訓練等の具体的な計画を立

案しなければならない。

5. 受注者は、点検に伴い機械設備等の運転操作を必要とする場合は、事前に監督員の**承諾**を受けるものとする。

なお、点検中に誤操作・誤動作が起きないように対策を講じるものとする。

また、点検開始前後の設備状態についてチェックシートにより確認を行い、点検完了後の遠方（中央）操作トラブル防止に努めなければならない。

6. 受注者は、点検業務中に出水および放流が予想される場合には、監督員の**指示**により作業を行うものとする。

7. 点検作業は、**設計図書**に示す**点検項目**に基づき、異常の有無を確認するものとする。

8. 点検に要するスケール、温度計、テスト、メガー等の計測器および分解調整用の工具類は受注者の負担とする。

なお、修理用ゲートおよび備え付けの特殊工具については、監督員の**承諾**を得て使用できるものとし、その借受および返納は、監督員の**立会**のうえ行い、返納時に工具および予備品の在庫状況を確認整理するものとする。

9. 点検終了後、業務履行によって生じた部品および塗装の破損箇所は、監督員と**協議**のうえ部品の取替あるいは部分補修塗装を行わなければならない。

第3節 点検整備業務報告書

点検整備業務報告書は、「機械設備点検整備業務報告書作成要領」によるものとする。

なお、報告書の**提出**に際しては、管理技術者が内容説明を行わなければならない。

第3章 水門設備

第1節 点検

3-1-1 点検項目

1. 点検項目は、**設計図書**によるものとする。

3-1-2 点検内容

1. 月点検

(1) 月点検は、洪水期と非洪水期の定められた周期により定期的な点検を実施するもので、設備の偶発的損傷、構造的損傷等の初期段階の発見に重点を置き、あわせて設備の機能劣化をチェックすることを主目的とする。

(2) 受注者は、目視、聴診、打診、触診および設備付の計器等による点検を主体とし、次の事項に注意して行うものとし、可能な範囲において管理運転による動作確認を行うものとする。

- ①水密部からの異常漏水
- ②各機器、小配管、タンクからの油や水の漏れおよびその量
- ③各部のボルト・ナット類の弛み、脱落の有無
- ④各部の外観異常の有無および清掃状態
- ⑤電源設備等の乾燥状態および異常の有無
- ⑥各部の給油状態
- ⑦運転時間および管理運転による各計器のデータ記録
- ⑧ワイヤロープの弛み状態
- ⑨扉体の振動等異常の有無

2. 年点検

(1) 年点検は、**設計図書**に示す時期に設備の全体的機能を詳細にチェックするもので、月点検では点検できない箇所の分解点検、精度の高い計測および分析試験等を主体とし、あわせて、各部への給油脂、軽微な部品交換等の整備も行うものとする。

(2) 受注者は、目視、聴覚、触診、臭覚、専用の計測器具による測定および可能な範囲における動作確認を、次の事項に注意して行い良否の判定を行うものとする。

なお、動作確認のための試運転は、点検前後で実施し前後での変化等を確認するものとする。

- ①各部の塗装の劣化および発錆の有無
- ②電源設備の各種計器類、リレー等の指示・作動状況および異常の有無
- ③配線の接続状態および絶縁抵抗、接地抵抗等の確認
- ④部材・機器の摩耗、変形、損傷等の有無
- ⑤試運転時の各部の異常振動、異常音、加熱の有無
- ⑥冷却水、潤滑水、潤滑油、空気、作動油等の圧力および量の確認
- ⑦設備の負荷運転により主要機器および補助機器の運転状態、センサの動作と信号の入出力、シーケンスチェック等

3. 臨時点検

臨時点検は、異常気象、地震その他の要因により設備、機器等に何らかの異常が生じたと懸念される場合に速やかに実施するもので、異常現象の程度に応じて、第3章第1節月点検または年点検に準じて行うものとし必要に応じて放流試験等を含む精密点検を行うものとする。

4. 総合試運転

総合試運転は、点検前後における、設備の操作および機能の総合的な確認のための試運転で、機械設備の単体試験（機側操作）および遠方監視操作装置との対向試験を、それぞれ実機により行うものとし、最終的な不具合事項の発現をすべて**確認**するものとする。

なお、試運転が不可能な場合は、監督員の**指示**に従うものとする。

第2節 点検記録等履歴

3-2-1 点検記録等履歴

1. 受注者は、業務完了後に点検の結果を適切に記録、グラフ化し経年変化等の傾向的管理が可能となる点検履歴を作成し監督員に**提出**するものとする。

なお、点検記録は、設備の設計値、前回値（必要に応じて数年分）、今回値および許容値（上下限）が含まれるものとし、内容等については監督員と打合せのうえ決定するものとする。

2. 受注者は、不良、不具合箇所があった場合には、速やかに監督員に**報告**のうえ監督員の**指示**を受けるものとし、その状況、処置および注意事項を記載し写真貼付のうえ、報告書を作成し**提出**するものとする。

第4章 揚排水ポンプ設備

第1節 点検

4-1-1 点検項目

1. 点検項目は、**設計図書**によるものとする。

4-1-2 点検内容

1. 月点検

(1) 月点検は、排水機場にあっては洪水期と非洪水期、揚水機場にあっては灌漑期と非灌漑期または通常運転の設備等の各設備で定められた周期により定期的な点検を実施するもので、設備の偶発的損傷、構造的損傷等の初期段階の発見に重点を置き、あわせて、設備の機能劣化をチェックすることを主目的とする。

(2) 受注者は、目視、聴診、打診、触診および設備付の計器等による点検を主体とし、次の事項に注意して行うものとし、通常運転時は運転状態で、停止もしくは休止時にあっては、可能な範囲において循環等による管理運転を行い動作確認を行うものとする。

- ① フランジ等継手からの異常漏水
- ② 各機器、小配管、タンクからの油や水の漏れ
- ③ 各部のボルト・ナット類の弛み、脱落の有無
- ④ 各部の外観異常の有無および清掃状態
- ⑤ 電源設備等の乾燥状態および異常の有無
- ⑥ 各部の給油状態
- ⑦ 運転時間および管理運転による各計器のデータ記録
- ⑧ 天井クレーン、除塵設備、樋門設備等の状態

2. 年点検

(1) 年点検は、**設計図書**に示す時期に設備の全体的機能を詳細にチェックするもので、月点検では点検できない箇所の分解点検、精度の高い計測および分析試験等を主体とし、あわせて、各部への給油脂、軽微な部品交換等の整備も行うものとする。

(2) 受注者は、目視、聴覚、触診、臭覚、専用の計測器具による測定および可能な範囲における動作確認を、次の事項に注意して行い良否の判定を行うものとする。

なお、動作確認のための試運転は、点検前後で実施し前後での変化等を確認するものとする。

- ①各部の塗装の劣化および発錆の有無
- ②電源設備等の各種計器類、リレー等の指示・作動状況および異常の有無
- ③配線の接続状態および絶縁抵抗、接地抵抗等の確認
- ④部材・機器の摩耗、変形、損傷等の有無
- ⑤試運転時の各部の異常振動、異常音、加熱の有無
- ⑥冷却水、潤滑水、潤滑油、空気、作動油等の圧力および量の確認
- ⑦設備の負荷運転により主要機器および補助機器の運転状態、センサの動作と信号の入出力、シーケンスチェック等

3. 臨時点検

(1) 臨時点検は、異常気象、地震その他の要因により設備、機器等に何らかの異常が生じたと懸念される場合に速やかに実施するもので、異常現象の程度に応じて、第4章第1節月点検または年点検および必要に応じて管理運転等を含む精密点検を行うものとする。

4. 総合試運転

総合試運転は、点検前後における、設備の操作および機能の総合的な確認のための試運転で、機械設備の単体試験（機側操作）および遠方監視操作装置との対向試験を、それぞれ実機により行うものとし、最終的な不具合事項の発現をすべて**確認**するものとする。

なお、試運転が不可能な場合は、監督員の**指示**に従うものとする。

第2節 点検記録等履歴

4-2-1 点検記録等履歴

1. 受注者は、業務完了後に点検の結果を適切に記録、グラフ化し経年変化等の傾向的管理が可能となる点検履歴を作成し、監督員に**提出**するものとする。

なお、点検記録は、設備の設計値、前回値（必要に応じて数年分）、今回値および許容値（上下限）が含まれるものとし、内容等については監督員と打合せのうえ決定するものとする。

2. 受注者は、不良、不具合箇所があった場合には、速やかに監督員に**報告**のうえ監督員の**指示**を受けるものとし、その状況、処置および注意事項を記録し写真貼付のうえ、報告書を作成し**提出**するものとする。

第5章 管理用機械設備

第1節 昇降設備

5-1-1 エレベータ

1. 点検項目

点検項目は、**設計図書**によるものとする。

2. 点検内容

(1) 月点検

① 月点検は、設備の偶発的損傷、構造的損傷等の初期段階の発見に重点を置き、あわせて、設備の機能劣化をチェックすることを主目的とする。

② 受注者は、目視、聴診、打診、触診および設備付の計器等による点検を主体とし、次の事項に注意して行うものとし、可能な範囲において管理運転による動作確認を行うものとする。

なお、点検は、建築基準法に準拠し、専門技術者が行うものとする。

- 1) 電動機、減速機、駆動綱車（シーブ）、ブレーキの作動状態の確認
- 2) かご本体の損傷、変形、腐食、振動
- 3) 各表示等の状態確認
- 4) かご内の操作機器、通信装置の作動状態の確認
- 5) 三方枠、乗場の戸の損傷、変形、腐食、作動状態
- 6) 乗場ボタン、位置表示器の作動状態の確認
- 7) 昇降路内レール、主ロープ等の損傷、作動状態
- 8) 制御盤、監視盤、安全装置、配線等の損傷、作動状態

(2) 年点検

① 年点検は、**設計図書**に示す時期に設備全体の全体的機能を詳細にチェックするもので、月点検では点検出来ない箇所の分解点検、精度の高い計測等を主体とし、あわせて、各部への給油脂、軽微な部品交換等の整備も行うものとする。

② 受注者は、目視、聴覚、触診、臭覚、専用の計測器具による測定および可能な範囲における動作確認を、次の事項に注意して行い良否の判定を行うものとする。

- 1) 各部の塗装の劣化および発錆の有無
- 2) 電源設備の各種計器類、リレー等の指示・作動状況および異常の有無

- 3) 配線の接続状態および絶縁抵抗、設置抵抗等の確認
 - 4) 部材・機器の摩耗、変形、損傷等有無
 - 5) 運転時の各部の異常振動、異常音、加熱の有無
 - 6) 潤滑油等の量の確認
 - 7) 設備の運転により主要機器および補助機器の運転状態、センサーの動作と信号の入出力、シーケンスチェック等
- (3) 臨時点検

臨時点検は、異常気象、地震その他の要因により設備、機器等に何らかの異常が生じたと懸念される場合に速やかに実施するもので、異常現象の程度に応じて、5-1-1の月点検または年点検および必要に応じて管理運転等を含む精密点検を行うものとする。

5-1-2 モノレール

1. 点検項目

点検項目は、**設計図書**によるものとする。

2. 点検内容

(1) 月点検

- ① 月点検は、設備の偶発的損傷、構造的損傷等の初期段階の発見に重点を置き、あわせて、設備の機能劣化をチェックすることを主目的とする。
- ② 受注者は、目視、聴診、打診、触診および設備付の計器等による点検を主体とし、次の事項に注意して行うものとし、可能な範囲において管理運転による動作確認を行うものとする。

また、各機器の点検は水門設備に準ずるものとする。

なお、点検は、労働安全衛生法を準用し、専門技術者が行うものとする。

- 1) 電動機、減速機、ブレーキの作動状態の確認
- 2) 搬器本体の損傷、変形、腐食、動作状態
- 3) 各表示等の状態確認
- 4) 搬器内の操作機器、通信装置の作動状態の確認
- 5) 乗場ボタン、位置表示器の作動状態の確認
- 6) レール等の損傷、変形、腐食、取付状態
- 7) 制御盤、監視盤、安全装置、配線等の損傷、作動状態

(2) 年点検

- ① 年点検は、**設計図書**に示す時期に設備全体の全体的機能を詳細にチェック

するもので、月点検では点検出来ない箇所の分解点検、精度の高い計測等を主体とし、あわせて、各部への給油脂、軽微な部品交換等の整備も行うものとする。

② 受注者は、目視、聴覚、触診、臭覚、専用の計測器具による測定および可能な範囲における動作確認を、次の事項に注意して行い良否の判定を行うものとする。

- 1) 各部の塗装の劣化および発錆の有無
- 2) 電源設備等の各種計器類、リレー等の指示・作動状況および異常の有無
- 3) 配線の接続状態および絶縁抵抗、接地抵抗等の確認
- 4) 部材・機器の摩耗、変形、損傷等有無
- 5) 運転時の各部の異常振動、異常音、加熱の有無
- 6) 潤滑油等の量の確認
- 7) 設備の運転により主要機器および補助機器の運転状態、センサーの動作と信号の入出力、シーケンスチェック等

(3) 臨時点検

臨時点検は、異常気象、地震その他の要因により設備、機器等に何らかの異常が生じたと懸念される場合に速やかに実施するもので、異常現象の程度に応じて、5-1-2の月点検または年点検および必要に応じて管理運転等を含む精密点検を行うものとする。

5-1-3 インクライン

1. 点検項目

点検項目は、**設計図書**によるものとする。

2. 点検内容

(1) 月点検

① 月点検は、設備の偶発的損傷、構造的損傷等の初期段階の発見に重点を置き、あわせて、設備の機能劣化をチェックすることを主目的とする。

② 受注者は、目視、聴診、打診、触診および設備付の計器等による点検を主体とし、次の事項に注意して行うものとし、可能な範囲において管理運転による動作確認を行うものとする。

また、巻上機および電気機器の点検は水門設備に準ずるものとする。

なお、点検は、労働安全衛生法を準用し、専門技術者が行うものとする。

- 1) 電動機、減速機、ブレーキの作動状態の確認

- 2) 搬器本体の損傷、変形、腐食、動作状態
- 3) 各表示等の状態確認
- 4) 操作盤等の操作機器の作動状態の確認
- 5) レール等の損傷、変形、腐食、取付状態
- 6) 制御盤、監視盤、安全装置、配線等の損傷、作動状態

(2) 年点検

- ① 年点検は、**設計図書**に示す時期に設備全体の全体的機能を詳細にチェックするもので、月点検では点検出来ない箇所の分解点検、精度の高い計測等を主体とし、あわせて、各部への給油脂、軽微な部品交換等の整備も行うものとする。
- ② 受注者は、目視、聴覚、触診、臭覚、専用の計測器具による測定および可能な範囲における動作確認を、次の事項に注意して行い良否の判定を行うものとする。
 - 1) 各部の塗装の劣化および発錆の有無
 - 2) 電源設備等の各種計器類、リレー等の指示・作動状況および異常の有無
 - 3) 配線の接続状態および絶縁抵抗、接地抵抗等の確認
 - 4) 部材・機器の摩耗、変形、損傷等の有無
 - 5) 運転時の各部の異常振動、異常音、加熱の有無
 - 6) 潤滑油等の量の確認
 - 7) 設備の運転により主要機器および補助機器の運転状態、センサーの動作と信号の入出力、シーケンスチェック等

(3) 臨時点検

- ① 臨時点検は、異常気象、地震その他の要因により設備、機器等に何らかの異常が生じたと懸念される場合に速やかに実施するもので、異常現象の程度に応じて、5-1-3の月点検または年点検および必要に応じて管理運転等を含む精密点検を行うものとする。

5-1-4 点検記録等履歴

1. 受注者は、業務完了後に点検の結果を適切に記録、グラフ化し経年変化等の傾向的管理が可能となる点検履歴を作成し、監督員に**提出**するものとする。

なお、点検記録は、設備の設計値、前回値（必要に応じて数年分）、今回値および許容値（上下限）が含まれるものとし、内容等については監督員と打合せのうえ決定するものとする。

2. 受注者は、不良、不具合箇所があった場合には、速やかに監督員に**報告**のうえ監督員の**指示**を受けるものとし、その状況、処置および注意事項を記載し写真貼付のうえ、報告書を作成し**提出**するものとする。

第2節 係船設備

係船設備の点検は、5-1-3 インクラインに準ずるものとする。

第3節 堤内排水設備

堤内排水設備の点検は、第4章揚排水ポンプ設備第1節点検に準ずるものとする。

第4節 水質保全設備

水質保全設備の点検は、**設計図書**によるものとする。